

那須塩原市公用車メンテナンスサービス業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

市が保有する公用車の保守、点検、整備、タイヤ保管等の一連の管理業務を、一括して委託することにより、車両の安全性の向上、職員の事務負担軽減及び行政運営の効率化を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務の名称：那須塩原市公用車メンテナンスサービス業務委託
- (2) 業務の内容：別紙「那須塩原市公用車メンテナンスサービス業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 提案上限額 89,050,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
※本金額は契約時の予定価格を示すものではなく、あくまで上限額であり、この金額を上回る提案は無効とする。
- (5) 担当部局及び書類提出先等
那須塩原市総務部財政課管財係
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7117
e-mail：zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

3 応募条件

- (1) 応募要件
 - ア 単独又はグループでの応募とする。
 - イ 応募者（グループの場合、全ての構成員）は日本国内の事業者に限る。
 - ウ グループは、全ての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
 - エ 一つのグループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。
- (2) 応募者の資格要件
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
 - ④ 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。
 - ⑥ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

- ⑦ 本業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

4 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和8年4月9日(木)
イ 質疑書提出期限	令和8年4月22日(水)午後1時まで
ウ 質疑回答	令和8年4月27日(月)
エ 参加申請書提出期限	令和8年5月8日(金)午後1時まで
オ 企画提案書提出期限	令和8年5月13日(水)午後1時まで
カ プレゼンテーション	令和8年5月28日(木)
キ 審査結果通知・公表	令和8年6月4日(木) 予定

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)により受け付ける。

- ア 提出期限 令和8年4月22日(水)午後1時まで(必着)
- イ 提出先 2(5)に同じ。
- ウ 提出方法 電子メールにより提出。質疑書(PDF形式)を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。
件名：公用車プロポ質疑書：+送信年月日[yyyymmdd]
+ (参加者名称)

【例】

株式会社△△が令和8年4月20日に質疑書を送付した場合
件名：公用車プロポ質疑書：20260420 株式会社△△

- エ 質疑回答 質疑への回答は、市のホームページにて公開する。
ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。
- オ 質疑回答予定日 令和8年4月27日(月)

(3) 参加申請書の提出

- ア 提出期限 令和8年5月8日(金)午後1時まで(必着)
- イ 提出書類 ①参加申請書(様式第1号) 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書(様式第2号) 構成員毎に1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 2(5)に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届(様式第3号)を持参又は郵送により提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年5月13日(水)午後1時まで(必着)
- イ 提出書類
①履行実績等(様式第5号)
②業務実施体制図(様式第6号)
③企画提案書(任意様式)

- ・提案書はA4（縦及び横）とし、各ページ下部にページ番号を記載すること。なお、提案書は、表紙込みで20ページまでとする。
- ・記載内容は、業務を実施する際の方針を簡潔に記載し、その他仕様書で求めた項目及び「評価基準」にて示す評価の視点に沿って記載すること。
- ・仕様書「5 業務の内容」について、免責事項があれば、分かりやすく簡潔に記載すること。

④価格提案書（様式第7号）

- ウ 提出方法 電子メールにより提出。提出書類(PDF形式)を添付し送付すること。なお、提出書類を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。

件名：公用車プロポ企画提案書：+送信年月日[yyyymmdd]
+（参加者名称）

【例】

株式会社△△が令和8年5月12日に企画提案書を送付した場合

件名：公用車プロポ企画提案書：20260512 株式会社△△

- エ 提出先 2（5）に同じ。

（5）参加資格の確認及び1次審査（書面審査）

ア 参加資格の確認

提出された参加申請書等について、財政課管財係が参加資格の有無を確認する。

イ 1次審査（書面審査）

参加資格を有すると認められた者が4者以上の場合は、選定委員会が別に定める評価基準により書面審査（企画提案書等の評価）を行い、評価点の上位3者を2次審査（プレゼンテーション）の対象者として選定する。なお、1次審査の評価点は2次審査対象者の選定のみ用いるものとし、2次審査の採点には加算しないものとする。

ウ 提案者が3者以内の場合の特例

参加資格を有すると認められた者が3者以内の場合は、1次審査（書面審査による対象者の絞り込み）は実施せず、当該参加資格を有する者全員を2次審査の対象者とする。

（6）その他

企画提案書の受領後、本市が審査のために必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。

5 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり

（2）評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に

満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ プレゼンテーションの日程は、令和8年5月20日（水）までに電子メールにより通知する。

(3) 2次審査（提案評価）

ア 開催日 令和8年5月28日（木）

イ 開催場所 那須塩原市役所 本庁舎 201会議室
※詳細については（2）エの通知に記載する。

ウ 時間 提案者毎の時間は、45分（プレゼンテーション30分、質疑
応答15分）とする。デモ（実機、動画）を行う場合、デモに要
する時間は、プレゼンテーションの時間に含む。

エ 参加人数 参加人数は、5人以内とする。なお、本業務において予定して
いる主担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

- ①発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ②プレゼンテーションに当たって、市で用意する電子モニター又はプロジェクタ及びスクリーン（HDMI接続）を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。
- ③プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。
- ④企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、プレゼンテーション用に資料を再構築した場合は、紙媒体で7部用意し配布すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和8年6月4日（木）までに書面による通知を発送する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

6 契約の締結

契約候補者の選定後、最終的な契約内容および金額については、契約候補者と本市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定上で契約を締結する。

協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

7 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が3（2）に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとすること。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (7) 本件は、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。